平成　　年　　月　　日

　　　　　　 様

学校長

通勤手当の認定経路について

　通勤届の認定結果に係る経路については、別添とおりです。

　認定経路は、あくまで手当を決定するための最短経路ですので、認定経路と実際の通勤経路とは異なる場合があります。

　なお、認定経路上に「時間帯一方通行道路」等（自転車の場合は、自転車で通れない道）が含まれている場合は、お手数ですが担当までご連絡ください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当